

牛久市教育委員会 8月定例会会議録

1. 日 時 令和7年8月28日（木）午後1時30分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 川村 始子・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子・磯山 貴洋
4. 委員以外
の出席者 教育部長 小川 茂生
次長 稲葉 健一
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝
教育総務課 課長 橋本 早苗
教育施設課 課長 齊藤 孝順
教育支援課 課長 柴山 信一
生涯学習課 課長 糸賀 珠絵
中央図書館 館長 山越 義弘
教育総務課 課長補佐 宮嶋 亮輔
教育総務課 主査 小河原 晋
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 八木橋 晴美
7. 議事事項 議案第23号 学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基準及び学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の承諾基準を定める告示について
議案第24号 うしく地域クラブ指導者登録バンク設置に関する告示について
議案第25号 うしく地域クラブ設置に関する告示について
諮問第 1号 牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第24号 専決第5号 令和7年度9月補正予算について
8. その他

司会	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。
	会議録署名人 八木橋 晴美委員を指名する。
教育長	初めに、議案第23号「学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基

教育支援課長

準及び学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の承諾基準を定める告示について」、事務局より説明をお願いいたします。

議案第23号、学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基準及び学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の承諾基準を定める告示の一部を改正する告示について、よろしく申し上げます。

まず指定学校の変更とは、何らかの理由により指定された学校ではない学校に通学を希望する場合に、その理由が牛久市の理由の中で挙げられているものに該当する場合に、希望する学校に通うことが認められる制度となっております。

改正の目的ですが、現在の基準に一部曖昧な部分があることや、他市町村に比べてその適用範囲や判断基準が比較的厳しいものであるところから、保護者や児童生徒の意向に沿った運用ができないケースがありました。また、指定学校の変更を希望する理由も多様化してきており、現代の家庭環境や子育て支援にすぐ対応できる柔軟な基準がなかなか届かないということがありまして、指定学校の変更に関する基準について近隣市町村との整合性を図るのに、変更理由の多様化に対応できる基準の追加を行ったり、また現行基準における曖昧な表現について理解しやすい形の明文化という形で進めさせていただいています。

主な改正点ですけれども、大きなものだけいきたいと思います。新旧対照表があるかと思えます。そちらをご覧ください。表の左側が現行のもの、右側が改正案になっています。

まず1、住居に関する理由についての主な改正点としては、①、学年途中の転居の場合、承認期間はこれまで学期終了までとしておりましたが、学校行事の実施状況であるとか、また授業の進捗など子供にとっては不利益というか、不都合が生じていることもあり、当該学校を卒業する日までとしました。これにより、今まであったような不都合や不利益が解消されるかなと考えております。

それから2番のほうにいきます。

2番、家庭に関する理由についての主な改正点をお話しします。④、兄弟姉妹が在籍している学校に就学を希望する場合という基準を追加しました。それから⑤のほうに、家庭内暴力等、やむを得ない事情で住民票登録地と異なる住所に居住している場合という基準も追加いたしました。

それから次に3身体的理由についての主な改正点としては、②、特別支援学級に入級を希望する場合という理由について、特別支援学級に通う児童生徒が転居等で学区が変わったときに、引き続き同じ学級に入級を希望する場合または指定学校に特性に合った支援学級がなく、該当する支援学級を有する学校に就学を希望する場合として、より実態に合った分かりやすい表現のほうで記載をしております。

	<p>次、4 地理的理由についてですけれども、③に、教育委員会が指定学校の変更を認めている地域に居住している場合で、指定学校以外の学校に就学を希望する場合というものを追加しております。こちらについては神谷二区、行政区内に一中、南中 2 つの学校を選べる地域がありますので、そちらを想定しての記載となっております。</p> <p>それから次に、区域外就学承諾基準の改正となっております。こちらは指定学校変更基準に倣いまして、①、学年途中の転居の場合の期間を学期終了までというところから、当該学校を卒業する日までと延長をいたしました。区域外就学承諾基準の改正点は以上になります。</p> <p>全体を通しての変更点としては、使っている文言・語句のほうを同時にふさわしい表現のほうに変更しております。それから必要書類については、より詳しく記載するようにしております。</p> <p>これで以上となります。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 2 3 号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第 2 4 号「うしく地域クラブ指導者登録バンク設置に関する告示について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>それでは議案第 2 4 号、うしく地域クラブ指導者登録バンク設置に関する告示について説明をさせていただきます。</p> <p>現在中学校の部活動地域展開に向けて、牛久市地域クラブ活動推進協議会を立ち上げまして、今後の進めていき方について協議を進めております。その中で指導者の確保という面につきまして、やはり重要課題として捉えており、本市において指導者の確保を行うべく、今回の指導者登録バンクを立ち上げたいと思っております。</p> <p>このバンクにつきましては、地域指導者による活動指導、こちらを意識していただき、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた体制を整備する一つとして行うものとなります。また、施設の皆さんの継続的な文化・スポーツ活動を支援するため、設置を考えているものとなります。</p> <p>現在、同様のバンクを県においても設置しております。本年 7 月 7 日現在の資料ですけれども、県全体で 5 6 3 名の登録で、活動拠点を牛久市として登録いただいている方、指導者数というのは 9 種目 1 9 人となっております。この種目数ではまだまだ足りない、実際、中学校にある部活の数、種目というのはスポーツ・文化合わせて 2 0 種目ほどありますので、まだまだ足りていないという状況でございます。この県のバンクも活用はするものの、やはり市として</p>

	<p>もきちんとバンクを設立して、幅広く指導者の方を募集していけたらと考えております。</p> <p>現在協議会でもお話を進めてはいるんですけども、恐らく全部の種目を仮に地域のほうに移すということになってくると、恐らく50人から60人は指導者がいないと全ての種目について地域への移行というのはできないという状況になってしまうというところもございます。ですので、今後事務局としてもこちらのバンクの周知のほうは当然行っていくものなんですけれども、多くの方に登録をしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>今回こちらのバンクのほうを設立いたしまして、ご承認いただければ、この9月にも公開して、広く募集をかけていきたいと思っております。一応今のところ来年の秋以降、休日の部活動を地域のほうに移すということで進めさせていただいているところもございますので、その時点で活動の場がなくなるないように進めていきたいと考えております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いいたします。
磯山委員	<p>ちょっと1個お伺いしたいのが、これ告示の中の6条で守秘義務というのが出てきているんですけども、こういったものというのは何か別に契約書とか、そういったものとか取り交わすような予定はされているんですか。</p>
次長兼スポーツ推進課長	登録をいただいた後、実際にお願ひする段階において、個人情報の漏洩等につきましても、それだけじゃないですけども、誓約書というものを取り交わしたいと考えております。
宮本委員	<p>この指導者なんですけれども、例えば土浦なんかでは実際、学校の先生が兼職兼業という形でやっていらっしゃると思うんですが、もし学校の先生あるいは退職なさった先生で、実際まだ学校にちょっと勤務をいらっしゃる先生で、まだ続けたいなど。自分はずっと指導をしていきたいから、まだずっと続けたいという場合、その先生たちも新たにここに登録するという形をとるのでしょうか。</p>
次長兼スポーツ推進課長	一応こちらに登録していただく形をとっていただいて、そこからもともとその学校でやっていたとかそういったものがあれば、そちらのほうを加味した上で指導に当たっていただきたいと思っております。ただあとは現場の教員の方と

<p>教育長</p>	<p>か、あとは退職されてはいるもののほかに職を持っている方などがいた場合、そういった方の場合は、場合によっては兼職兼業の届出を出していただいた上で協力していただくような形をとるといことで、今進めております。</p> <p>教員については、兼職兼業の条件とかも校長先生にお話しして進めていこうとは思っているようです。</p>
<p>吉原委員</p>	<p>この制度そのものがちょっとしっくりいかないんですけども、気になることは、この地域クラブというのが土日の活動に限定して平日の部活動については何の規定もないわけですね。そうすると、平日は学校の先生たちが指導をする、あるいは子供たちだけで活動をする、でも土日になると指導者の指導を受ける。この平日の指導と休日の指導のギャップを子供たちはどうやって受け止められるのかなと思って。指導者はこう言っている、でも学校の活動の中では先生はこう言っている、その違いがあったとき、子供たちに指導できるのかなというのが、私がもしやる場合としたら感じますね。完全に任せて指導者の方をお願いするんだったら、きっと子供の混乱は少ない。でも月曜日から金曜日まではこちらのご指導を受けていて、土日になったら急にレベルアップした指導を受けるといね。その辺がちょっと子供目線から考えると、ちょっと納得いかない部分もあるのかなという気がして。それだけがずっとこの制度ができたときから心配しているところですけどね。そういうところをうまく対応していただければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>高橋次長、今話せることとかがあったら……。</p>
<p>次長兼スポーツ推進課長</p>	<p>吉原委員のおっしゃることは当然ごもっともな話であって、本来であれば、平日も休日も一斉にというのが一番ベストだったのかなとは思ってはいるんですけども、現状指導者の数がどこまでいくかという部分もありまして、国のほうで言っているまずは休日の部分というところであります。ただ、当然ギャップが生じてしまっている生徒が困惑するということがないように、指導に当たってもらう地域の方が決定した段階で、当然各学校のそれぞれの種目の顧問の先生たちとの調整というのはやっていきたいと思っています。平日はどういう活動をしているのか、休日はどういう活動をするのか、場合によっては休日こういう活動をする、じゃあそれを平日にやってほしい、そういった部分での調整をきちんと各学校の顧問の先生、平日の部分が残りますので、顧問の先生が残りますから、その方と調整をした上で、子供たちが困惑しないような形をとっていただければいいかなと思っています。</p>

	<p>最終的に今の国の流れからいけば、恐らく平日のほうもいずれは地域のクラブ活動という形に展開はしていくと思いますので、それに向けて移行できる体制をきちんととっていききたいと。それは教育委員会の事務局の仕事と考えております。しっかりやっていききたいとは思っています。</p>
教育長	<p>議案第24号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第25号「うしく地域クラブ設置に関する告示について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>議案第25号、うしく地域クラブ設置に関する告示について、ご説明いたします。</p> <p>24号でお話しさせていただいた指導者登録バンクの設置、こちらは指導者登録を行っていただくバンクということなんですけれども、本日の配付になってしまったんですが、このカラー印刷をさせていただきましたこちらのA4の中で、赤枠で囲った部分につきまして、うしく地域クラブとして今回設置したいと考えています。</p> <p>というのも、今回土日のこの活動を地域の団体、もしくは登録していただいた指導者の方をお願いするにあたっての運営の母体というのがきちんとしていないと、こちらを進めていくことはできないと考えております。スポーツ協会の協力団体、文化協会の加盟団体、場合によっては新規で設立してくる団体、あとは指導者を教育委員会としてそういった受皿のない種目であっても指導者を入れるといった場合に教育委員会が直接指導者を派遣する形をとる。そういった様々な形を想定しているんですけれども、それを取りまとめる1つの運営母体として、うしく地域クラブという形で設置をしたいと考えています。</p> <p>運営母体の事務局としては、現状は運動部に関してはスポーツ推進課が主に担当、文化系に関しては生涯学習課が主に担当、学校との調整に関しては教育支援課のほうに担当していただき、大きな部分で調整が必要なときには教育総務課のほうに入っていていただき、調整をしていただくと。教育委員会の中でこの課がというわけではなく、教育委員会全体でこの事務局というのを運営していきたいと考えております。直接指導者を派遣する場合には当然指導者への謝金の支払い、そういったものを事務局のほうで担当すると、保険の対応ですとかそういったものもしっかりやっていくということで、現時点で考えているところでございます。</p> <p>いずれ地域の団体のほうで自主運営的にやっていただけたところも多くなってくれば事務局としての仕事というのは減ってきて、それぞれの団体の管理・監督といいますか、そういった部分だけになってくるかなとは思いますが、</p>

	<p>一切教育委員会として手を一緒に取らないということはちょっと想定できないところですので、まずはクラブという形をとった上で事務局を教育委員会に置いて、それぞれの皆さんと協力して、中学生にとってよりよい活動の場となるように進めていきたいと考えているところです。よろしくお願ひします。</p>
<p>教育長</p>	<p>この3つの形があるんですが、イメージを皆さんつかめるでしょうか。少しイメージみたいなものを言っただけだと、きっと皆さんつかみやすいんじゃないかなと思って。</p>
<p>次長兼スポーツ推進課長</p>	<p>こちらのA4横版のものなんですけれども、うしく地域クラブの実施団体として書いてある、先ほどもご説明しましたが、スポーツ協会をはじめとする様々な団体、その下に運営母体の直営型地域クラブ活動、これが受皿はないものの指導者は登録していただいている。そこにつきましては教育委員会として直接指導者のほうを派遣する形をとって、生徒たちが活動できる場をつくっていくというものになります。</p> <p>右側が既存団体の自主運営型というのと新規団体の自主運営型とあるんですけれども、この自主運営型というのは各団体のほうでそれぞれ実施場所の確保ですとか、保険の加入から人材の研修、そういったものの全てを自分たちの団体で賄っていただく。我々はその状況について報告をいただくというような形を考えているところです。</p> <p>この既存団体の自主運営型などにつきましては、例えばですが、市のスポーツ協会に加盟していただいている柔道協会であるとか、剣道部ですとかそういったところがもし自分たちでできるということだけで言っただけならば、ここに該当してくるかなと思います。</p> <p>新規というのは、本当に今までうしく市のスポーツ協会に加盟していない、少年団にも加盟していない、だけどこれを機に中学生を見ていこうという団体を任意で立ち上げてくれたような団体もあつて、これらの、先ほど言ったような場所の確保からという部分をきちんと自分たちでできるということであれば、この運営型、自主運営のほうの地域クラブの団体と思ってもらえれば。</p> <p>運営母体の直営型という形になってくると、一番簡単に想定できそうなのは文化協会などの団体で、なかなか団体としては受入れがちょっと厳しいという種目があると思うんです。吹奏楽なんかの場合ですと、やっぱりどうしても楽团的なところで引き受けてもらえるかどうかというのが難しいという話になったときに、指導者の登録はできるよと。楽団の中で引き受けることはできないけれども、指導者として登録してその方が学校に行つて指導することは可能ですよということがあつたときに、この直営型という形を使って教育委員会から派遣をして活動の場を確保していただくということを今のところは想定をして</p>

教育長	<p>おります。</p> <p>今の現状からいっただこの3つの形でサポートしていかなくちゃなんないだろうということですよ。</p> <p>議案第25号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、諮問第1号「牛久市教育支援委員会への諮問について」であります が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。 本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
教育長	<p>全会一致で非公開に決定いたしました。 それでは、諮問第1号「牛久市教育支援委員会への諮問について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育支援課長	<p>諮問第1号、牛久市教育支援委員会への諮問について、ご説明をいたします。牛久市教育支援委員会は、特別な支援が必要な子供の早期発見・早期支援を推進し、適切な学びの場の検討及び柔軟な見直しを進め、一貫した教育支援を提供するため調査審議する教育委員会の諮問機関となっております。</p> <p>牛久市教育支援委員会条例第2条の規定により、教育委員会から市教育支援委員会に意見を求めるものであります。</p> <p>今年度は昨年度と同様、4回の開催を予定しております。第1回目は9月11日、2回目を11月10日、3回目を12月8日、4回目が年明け1月15日に開催する予定となっております。</p> <p>なお本年度は、諮問は今回のみとなっております。各教育支援委員会の開催後にはこちらから配布するので、こちらは教育委員会定例会に向け、資料を配布してご報告させていただきたいと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>

教育長	事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
吉原委員	何か今までと変わるところというのはどこですか。
教育支援課長	変わるところは、今まで支援委員会の前に諮問をさせていただいて、実施して答申だったんですけれども、今回は諮問を今回1回だけにさせていただいて、後は報告だけという形にさせてもらっているという状況です。
吉原委員	<p>今まで牛久はこの特別支援については本当に丁寧に取り組んできたのが評価されていると思うんですね。特別支援の先生方とかいますようにね。そういうものの、教育委員も大事に受け取っていたんですよね。ただ、丁寧に一人一人のお子さんをどういう状況でどういう対応をしているのかというのを、学校と連携しているかどうかというのを細かく見てきていたんで、そういうのがないがしろにされることのないように十分気をつけていただきたいと思います。</p> <p>特に子供が、どこに所属するかとかそういうものは権利ですからね。そこは丁寧に諮問していただけるようにお願いします。くれぐれもおろそかにしないように。教育委員が関わらなくなっても、多分支援委員会のほうできちっとやってくさるとは思うんですけれどね。その辺、重々お願いします。</p> <p>諮問第1号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>以上で、委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に、報告第24号「専決第5号 令和7年度9月補正予算について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告第24号につきましてご説明いたします。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に、教育委員会の意見聴取として、市長が教育に関する予算を議会に上程する場合は教育委員会の意見を聴くこととなっております。それによって教育委員会に諮るものですが、議会の補正予算につきましては、日程の都合上、委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長の専決とさせていただきましたので、この場で報告</p>

するものです。

内容につきましては、各課から説明いただきます。

それでは、教育総務課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

資料がございまして、別紙ですね。令和7年度補正予算というところです。ページは10ページになりますが、こちらの上から2番目、58児童クラブを運営するになります。

こちら①番、職員不足により任用した会計年度任用職員1名分の報酬の増額となっております。児童クラブにおきまして、恒常的な時間外勤務が継続していることから、令和6年12月から児童クラブ担当として会計年度任用職員を1名増員してございます。

本来であれば新年度には常勤職員の配置を求めておりましたが、新年度になりましても常勤職員の配置となりませんでしたので、引き続き会計年度任用職員をあてております。当初予算措置はなされておられませんので、補正予算の対応となっております。報酬は246万円、職員手当等が60万1,000円となっております。

また、②番の携帯電話ですけれども、これはNHK受信料未契約分の計上となります。向台小学校の児童クラブで使用している携帯電話なんですけれども、テレビの受信機能がついておりましたので、NHKの受信料を支払うものとなっております。

説明は以上となります。

続きまして、生涯学習課所管の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

先ほど教育総務課長からありました別紙のほうの9ページに戻っていただいて、一番下の56番をご覧ください。文化芸術事業を企画調整するところの38万1,000円の増額となっております。

こちらにつきましては、文化芸術を担当する会計年度任用職員が年度途中において一身上の都合により退職したため、その方の分の減額と合わせまして、8月1日より新規採用の会計年度任用職員を補充いたしましたので、その方の分の増額となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。一番上の57番、文化部活動の地域移行を推進するという部分でございます。122万8,000円の増額でございます。

先ほど高橋次長からもございました部活動の地域移行の文化部活動に当たる部分なんですけれども、こちらは県の実証事業ということで、95万円ほど補助金がついたものでございます。

種目といたしましては合唱部活動ということで、以前牛久一中の合唱部のほうが前年度で終了ということで牛久市中学生混声合唱団という地域クラブを立ち上げていただいて、そこで子供たちの受皿として、市内全域の子供たちを対

生涯学習課長

教育長	<p>象として合唱の指導をしていただいている、今年も実績はあるんですけども、後半の10月から3月の部分につきまして、県の実証事業の費用を充当させて賄っていきたいということで、今回補正予算を計上しております。内容については事業概要のほうに書いてございますので、お読み取りいただきたいと思ひます。</p> <p>また併せまして、歳入のほうの、3ページの13番をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>3ページの13番は、先ほどご説明しました57番の文化部活動の地域移行を推進するの参加費に当たる部分ですね。お一人様3,000円掛ける15名で、10月から3月までの6か月分の27万円を歳入として計上してございます。</p> <p>生涯学習課の説明は以上です。</p> <p>報告第24号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて8月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、令和7年9月25日木曜日、場所はリフレビル4階第3会議室で、時間は午後1時30分からの開催となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>この後、教育委員会全体での打合せを行いますので、そのままお待ちください。</p>
-----	---